

## 09 障がい者（児）福祉の推進

### ○福祉タクシー助成事業（社会福祉課） 2,452 千円（2,129 千円） 予算書 P99

[一財：2,452 千円]

#### （目的及び期待する効果）

重度障がいのある方または 70 歳以上のみの世帯で住民税非課税世帯を対象とし、その対象者が病院等に通える環境を整えることにより、健康の回復や生活の維持を図る。

#### （内容）

医療機関への通院等に要するタクシー料金の初乗運賃相当額を助成する。

- ・人工透析を実施している方 1 人年 48 枚（福祉タクシー券 2 冊）まで
  - ・その他の方 1 人年 24 枚（福祉タクシー券 1 冊）まで
- （利用見込み 260 人）

### ○障がい者自立支援給付事業（社会福祉課） 548,738 千円（404,370 千円） 予算書 P99

[国・県：410,109 千円 一財：138,629 千円]

#### \*国・県積算根拠（単位：千円）

[国負：障がい者自立支援給付費負担金	236,237 千円]
（補装具費給付事業）	10,738,000 円×1/2＝ 5,369 千円
（障がい者介護給付事業）	266,447,000 円×1/2＝ 133,223 千円
（障がい者訓練等給付事業）	184,198,000 円×1/2＝ 92,099 千円
（高額障がい福祉サービス費）	12,000 円×1/2＝ 6 千円
（相談支援給付費）	11,080,000 円×1/2＝ 5,540 千円
[国負：障がい者医療費負担金	20,097 千円]
（自立支援医療給付事業）	40,194,000 円×1/2＝ 20,097 千円
[国負：障がい児施設給付費等負担金	17,073 千円]
（障がい児通所支援事業）	34,147,000 円×1/2＝ 17,073 千円
[県負：障がい者自立支援給付費負担金	118,118 千円]
（補装具費給付事業）	10,738,000 円×1/4＝ 2,684 千円
（障がい者介護給付事業）	266,447,000 円×1/4＝ 66,612 千円
（障がい者訓練等給付事業）	184,198,000 円×1/4＝ 46,049 千円
（高額障がい福祉サービス費）	12,000 円×1/4＝ 3 千円
（相談支援給付費）	11,080,000 円×1/4＝ 2,770 千円
[県負：障がい児施設給付費等負担金	8,536 千円]
（障がい児通所支援事業）	34,147,000 円×1/4＝ 8,536 千円
[県負：障がい者医療費負担金	10,048 千円]
（自立支援医療給付事業）	40,194,000 円×1/4＝ 10,048 千円

#### （目的及び期待する効果）

独立して日常生活を営むことが困難な障がい者が施設へ入所又は通所し、必要とされる指導、治療、訓練等を受けることを支援する。また、補装具費を支給することにより障がい者（児）の日常生活の維持・向上を図る。

#### （内容）

身体・知的・精神障がい者（児）に対する居宅介護や施設への入所・通所の支援及び補装具費の支給などの支援を行う。

- ・補装具費給付事業 10,738,000 円（車いす・補聴器・歩行器・電動車いす等）
  - ・自立支援医療給付事業 40,194,000 円（免疫療法・人工透析療法等）
  - ・高額障がい福祉サービス費 12,000 円
  - ・障がい者介護給付事業 266,447,000 円
- |     |      |              |
|-----|------|--------------|
| *内訳 | 居宅介護 | 12,832,320 円 |
|     | 同行援護 | 675,360 円    |
|     | 短期入所 | 3,881,200 円  |

	生活介護	169,728,000円
	施設入所支援	64,694,280円
	療養介護	14,635,200円
・障がい者訓練等給付事業	184,198,000円	
*内訳	共同生活援助	18,688,000円
	自立訓練	17,362,800円
	就労継続支援（A型）	5,203,440円
	就労継続支援（B型）	48,380,640円
	就労移行支援	94,562,160円
・障がい児通所支援事業	34,147,000円	
*内訳	児童発達支援事業	15,269,436円
	放課後等デイサービス事業	18,876,900円
・相談支援給付費	11,080,000円	
*内訳	障がい児	2,086,000円
	障がい者	8,994,000円

○障がい者地域生活支援事業（社会福祉課） 29,716千円（26,187千円） 予算書 P100

[国・県 15,045千円 その他 240千円 一財 14,431千円]

\*国・県積算根拠（単位：千円）

[国補：障がい者地域生活支援事業補助金 20,060,000×1/2= 10,030千円]

[県補：障がい者地域生活支援事業補助金 20,060,000×1/4= 5,015千円]

\*その他積算根拠（単位：千円）

[諸収入：訪問入浴サービス利用者納付金 240千円]

（目的及び期待する効果）

地域における医療機関、障がい福祉サービス事業者等の関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うため、守谷市地域自立支援協議会を設置し、その運営を行う。また、在宅で生活する障がい者（児）にサービスの提供や日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図り、併せて自立への支援と家族の負担軽減を図る。

（内容）

守谷市地域自立支援協議会の運営や日中一時支援、訪問入浴サービス及び日常生活用具給付等のサービスを提供する。

・地域自立支援協議会委員謝礼	300,000円
・訪問入浴サービス事業	2,400,000円
・意思疎通支援事業	747,000円（手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣分等）
・地域活動支援センター事業	10,924,000円
・障がい者日常生活用具給付扶助費	8,979,000円（ストマ用具・特殊寝台・移動支援用具等）
・自動車運転免許取得費補助事業	100,000円
・自動車改造費補助事業	100,000円
・日中一時支援事業	3,837,000円
・移動支援事業	2,329,000円
	合計 29,716,000円

○特別障がい者援護事業（社会福祉課） 15,453千円（13,222千円） 予算書 P101

[国・県：11,537千円 一財：3,916千円]

\*国・県積算根拠（単位：千円）

[国負：特別障がい者手当負担金 15,234,000円×3/4= 11,425千円]

[国委：特別児童扶養手当事務費 112千円]

（目的及び期待する効果）

重度身体障がい者（児）並びに同等の知的障がい者（児）、精神障がい者（児）が安定した生活を送るための経済的負担の軽減を図る。

(内容)

障がい児福祉手当 34人×月額 14,080円×12箇月=5,744,640円  
特別障がい者手当 30人×月額 25,890円×12箇月=9,320,400円  
経過的福祉手当 1人×月額 14,080円×12箇月= 168,960円  
合計 15,234,000円

○在宅障がい児福祉手当支給事業(社会福祉課) 3,888千円(3,648千円) 予算書 P101

[国・県:540千円 一財:3,348千円]

\*国・県積算根拠(単位:千円)

[県補:在宅障がい児福祉手当補助金 3,000円×30人×12箇月×1/2= 540千円]

(目的及び期待する効果)

20歳未満の障がい者(児)の介護にあたる保護者の経済的支援を図るとともに、障がい者(児)の生活の向上を図る。

(内容)

4,000円×81人×12箇月=3,888,000円

○難病患者福祉手当支給事業(社会福祉課) 6,480千円(5,520千円) 予算書 P101

[一財:6,480千円]

(目的及び期待する効果)

治療法が確立されていない難病は、長期的な治療を要し、患者やその家族には入院、手術、通院等による多大な経済的負担を余儀なくされていることから、それらの負担軽減を図ることにより、難病患者本人及びその家族の生活の向上を図る。

(内容)

一般特定疾患	}	20,000円×324人=6,480,000円
特定疾患登録者		
小児慢性特定疾患		
先天性血液凝固因子疾患		

○障がい者福祉センター運営管理事業(社会福祉課) 13,446千円(29,564千円) 予算書 P101

[一財:13,446千円]

(目的及び期待する効果)

地域において就労が困難な在宅の障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、生きがいを高めることを目的とする。各種行事等を多く取り入れ、市民と接する事により、交流を深め一人ひとりに応じた自立を支援する。また、就学中の障がい児に対しては、放課後支援を実施し、生活能力の向上や放課後等の居場所作りの支援をする。

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、障がい者福祉センターの管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に指定管理者による運営を行う。

(内容)

障がい者に対しては、本人の能力や特性、ニーズに応じ生活介護、就労移行支援、就労継続支援事業を行い、個々の持つ可能性の伸長を図りながら、日常生活機能の維持向上、生産活動の機会及び就労支援等を提供する。

障がいの程度に応じ2グループ(生活介護班・就労支援班)を編成し、生活介護及び就労支援を実施する。

就学中の障がい児に対しては、放課後等デイサービスを行い、放課後や長期休み中の居場所を提供し、学校教育と相まって、障がい児の生活能力の向上及び自立支援を行う。

障がい者相談支援事業として、障がい者及びその家族等に対し、障がい福祉サービスのケアマネージメントや、生活・就労等の相談事業を行う。

生活介護・・・・・・ 食事、排泄等の介護、日常生活上の支援と軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。

- 就労移行支援・・・ 就職の希望がある利用者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上の訓練をする。
- 就労継続支援B型・・・ 就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に必要な知識能力が高まった方については、一般就労への移行に向けて支援する。
- 放課後等デイサービス・・・ 就学中の障がい児に、放課後等の時間に居場所を提供し、生活能力の向上及び自立を促進する訓練を行う。
- 障がい者相談支援・・・ 障がい福祉サービス等に係るサービス等利用計画案を作成し、サービス開始後は、事業者との連絡調整を行う。また、障がい者及びその家族等の日常生活に係る相談に応じ支援を行う。

○子ども療育教室通園指導事業（社会福祉課） 9,904 千円（10,030 千円） 予算書 P102

[その他：9,904 千円]

\*その他積算根拠（単位：千円）

[負担金：障がい児通所支援事業費負担金 9,904 千円]

（目的及び期待する効果）

発達に何らかの問題を有する就学前の児童の育成を助長するために、親子で通園し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行う。また、保護者からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながらその児童の実態を把握し、指導や訓練を行うことにより、より良い発達を促す。

（内容）

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行うため、それぞれの児童の障がいの種類、程度に応じて適切な指導が行えるように以下の療育を実施する。

- 個別指導：個々に応じた親子指導、相談  
(1人につき1回1時間で月3回実施。指導見込86組)
- 集団指導：年齢、実態を考慮した小集団指導  
(2グループで各グループ週1回実施)
- 水療育：専門講師によるスキンシップ水療育（年8回実施）
- 各種相談：
  - ・発達に関すること
  - ・就園、就学に関すること
  - ・医療、保健、福祉、教育等における関係機関との連携に関すること